

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 2 活動編 (17) みなし労働時間制①

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

職場と労働法 2 活動編 (17) みなし労働時間制①

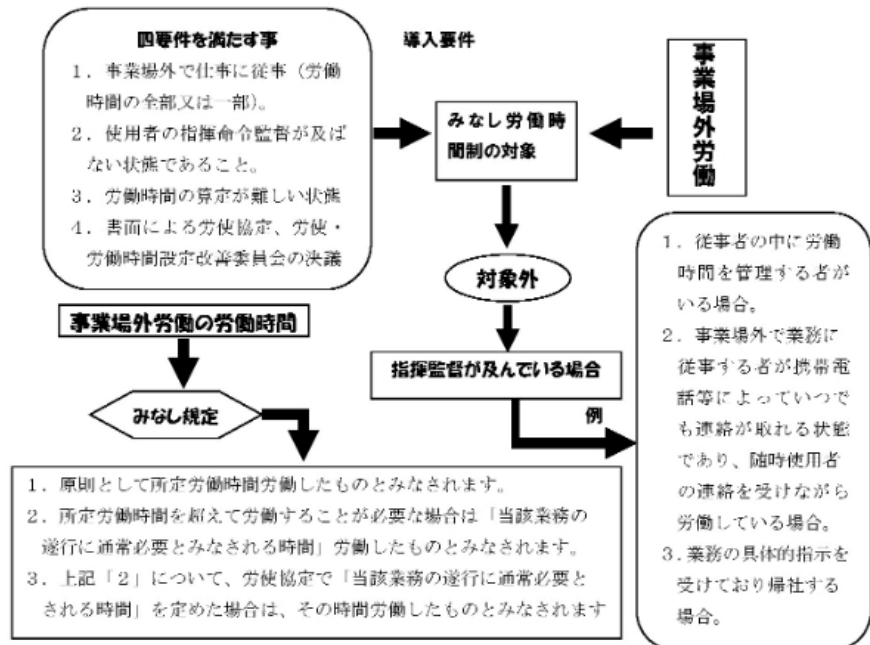
みなし労働時間制とは

制度を知らなきゃ判断できない

事業場外労働の「みなし労働時間制」

労基法第38条の2

労働者が事業場外で労働し、労働時間の算定が困難な場合には、所定労働時間労働したものとみなします。そして、事業場外労働の時間外労働は「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」または「労使協定」で定めた時間労働したものとみなします。



みなし労働時間は、事業場外労働とセットになっています。事業場外で業務に従事し、労働時間の算定が困難な場合の労働時間の算定を行うものが「みなし労働時間」の規定です。使用者の指揮命令が及ばず、労働時間の算定が困難な場合業務に限られます。

しかし、この「みなし労働時間制」は、裁量労働にも適用され、みなし労働という実体のない労働時間をモノサシとして対価を捉えることから早晚モノサシの変更を余儀なくされる状況が出てくると予測されていますが、今日、自律型労働（ホワイトカラー・エグゼクティブ）による成果・実績に基づく報酬へとモノサシの変更が明確に提起されるに至りました。

要するに、これまでの時間がモノサシの労働から、成果がモノサシの労働へ転換しようとしているのです。労働組合はこのような問題にどう対応するのでしょうか。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.